

市有地売却（旧唐船浜市営住宅跡地） 申込先着順募集要領

大竹市が実施した市有地売却（旧唐船浜市営住宅跡地）一般競争入札（令和8年2月2日公告）において落札されなかった次の物件について、先着順に申込みを受け付け、随意契約により売払いを行います。

売却物件

番号	所在地	種別	公簿地積 (現況地積)	売却価格
1	大竹市玖波三丁目 50 番 16	土地	625.04 m ² (625.04 m ²)	16,098,200 円

【注意事項】

現況のまま物件の引渡しを行いますので、申込みの前に必ず申込者自身で、現地の目視確認及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

大竹市建設部監理課地籍用地係

電話：0827-59-2161

申込みから売買契約（所有権移転）までの流れについて

①申込み

申込みは、先着順により受け付けます。募集要領に記載の必要書類を揃えて申込みください。

受付期間 令和8年3月6日（金）から次回の公募による売却手続きを開始決定するまでの間（閉庁日を除く。）

受付時間 午前9時から午後5時まで

受付場所 大竹市役所 建設部 監理課 地籍用地係（電話：0827-59-2161）

②資格確認

申込み者に対し、本市への提出書類について、資格の有無について審査を行います（審査には1ヶ月程度時間を要します。）。資格を有すると認められた場合、譲受人と決定し、市有財産譲受人決定通知を発行します。

③契約の締結

大竹市において契約書を作成しますので、市有財産譲受人決定通知を発行した日から起算して14日以内に契約を締結していただきます。

④契約保証金の支払い

上記の契約締結日までに、売却金額の100分の10以上の金額を、大竹市が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

⑤売買代金の支払い

契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を、大竹市が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。納期限は契約締結日から90日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）とします。

⑥所有権の移転

売買代金の完納日をもって所有権を移転します。所有権の移転登記は大竹市が行いますが、登録免許税等、登記に必要な費用は譲受人の負担となります。

市有地売却（旧唐船浜市営住宅跡地）申込先着順募集要領

1. 申込みの受付

(1) 申込書類の提出等

申込みは、先着順により受け付けます。提出書類を揃えて申込みください。なお、書類は必ず持参により提出してください。郵便、信書便、ファックス、電子メール等での提出は受け付けません。

同日に複数の申込みがあった場合は、抽選により申込み順を決定します。（抽選は市において代理で行ないます。）

また、先着順のため、すでに受け付け終了となっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ア 受付期間 令和8年3月6日（金）から次回の公募による売却手続きを開始決定するまでの間（閉庁日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出先 大竹市建設部監理課地籍用地係（市役所4階）

エ 提出書類

以下の①～④のうち該当する書類を提出してください。

① 財産譲受願（様式第2号）

② 印鑑登録証明書

③ 申込者が個人の場合

住民票の写し（当該個人分のみで可。）、居住地における市町村税の滞納のないことの証明書

④ 申込者が法人の場合

商業・法人登記簿謄本、法人税・消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書並びに所在地における市町村税の滞納がないことの証明書

なお、上記②・③・④については、提出日の3か月前の日以後に発行されたものを提出すること。（コピー不可）

オ 申込みにあたっての留意事項

① 申込書類の作成等に要する費用は、申込者の負担とします。

② 提出された申込書類等は、返却しません。

③ 提出された申込書類等は、申込者に無断で他の用途に使用しません。

④ 同一の申込者（1世帯（1社）基準）が複数の申込をすることはできません。

⑤ 申込書類の不備を含め、期限までに必要な書類が整わない場合には、受け付けできませんので余裕をもって提出してください。

⑥ 申込書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とします。

⑦ 公文書公開等の必要性から、個人情報以外の申込書類や申込内容を公表する場合があります。

(2) 物件の確認について

ア 申込の前に、必ず申込者ご本人が、現地現況の確認並びに物件取得後の利用計画に関する諸規制等の調査を行ってください。

- イ 物件の概要等については、別紙の物件概要をご確認ください。
(物件概要と現況に差異がある場合は、全て現況が優先します。)

2. 質問の受付

本件への質問がある場合は、市ホームページに掲載している「質問書(様式第1号)」をダウンロードし、質問の要旨を簡潔にまとめ、監理課地籍用地係に電子メール(E-mail:kan-yochi@city.otake.hiroshima.jp)により提出してください。提出方法は、電子メールに限りません。なお、件名は「旧唐船浜市営住宅跡地売却の質問書」としてください。

回答書の作成は、質問書が提出のあった翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内に行うものとします。

なお、回答については、大竹市ホームページ上にて行います。個別の電話連絡等はいたしません。

3. 申込資格

申込みに当たっては、次の(1)から(7)まですべてを満たすことを要件とします。なお、申込者の資格要件は、関係部署などへ照会し確認する場合があります。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年大竹市告示第200号)別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 他の申込者と次に掲げる関係にない者
 - ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)
 - イ 親会社を同じくする子会社
 - ウ 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。)が他の申込者の役員又は管財人を兼ねている者
- (6) 他の申込者の共有名義者として重複していない者
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者並びに居住地(所在地)における市町村税の滞納がない者

なお、申込みは、個人・法人を問わずしていただけます。また、2者以上の共有名義で参加することもできます。2者以上の共有名義による申込みの場合、本件土地の所有者となる共有名義者から代表となる共有名義者(以下「代表共有名義者」という。)を1者に定め、代表共有名義者が市と事務対応を行うものとします。なお、共有名義による申込みの場合は、上記(1)～(7)について全ての共有名義者が要件を備えていることが必要です。

4. 申込資格の確認

- (1) 大竹市は、申込者に対し提出書類等について、申込資格の有無について審査を行います。
- (2) 申込資格の審査は、1ヶ月程度時間を要します。その結果は、申込者へ通知します。
- (3) 申込資格がないと認められた方は、申込資格がないと認めた理由について説明するよう

大竹市へ申し出ることができます。申出期間等については次のとおりです。

ア 申出期間

申込資格がないことのお知らせ日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内の午前9時から午後5時まで

イ 申出先

大竹市建設部監理課地籍用地係

ウ 申出に対する回答

文書により回答します。

5. 譲受人の決定

申込資格を有すると認められた場合、市有財産譲受人として決定し、市有財産譲受人決定通知を発行します。

6. 契約の締結等

- (1) 譲受人は、市有財産譲受人決定通知日から起算して14日以内に売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結されない場合には、申込みは無効となります。
- (2) 売買契約の締結までに、契約保証金（売却金額の100分の10以上に相当する金額）を大竹市が発行する納入通知書にて納付してください。なお、共有名義での連名により申込した場合は、共有名義者ごとにそれぞれ共有持分に応じた額の契約保証金を納付してください。ただし、別紙委任状（様式第3号）及び共有持分による申込に関する申立書（様式第4号）を提出することにより、契約保証金の納付等を持分共有者一者に集約することができます。
- (3) 売買契約は、「譲受人」名義で締結することとなります。なお、共有名義での連名により申込みした場合は、それぞれの共有持分に応じ持分共有者全員の連名により売買契約を締結することとなります。
- (4) 売買契約書の1部（大竹市保管用）に貼付する収入印紙は、譲受人の負担となります。収入印紙の額は、売買する代金の額に応じて異なります。

7. 利用の条件及び用途の制限等

対象物件については、市有財産売買契約書において次の制限等を設けますので注意してください。

(1) 用途の制限

土地の活用には、次の用途は除外します。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途での使用
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の用途での使用
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の用途での使用

(2) 実地調査

大竹市は本契約締結日から起算して5年間、契約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができるものとします。また、譲受人は、正当な理由なくして実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはなりません。

(3) 用途制限等の承継

譲受人は、本契約後に所有権の移転を行う場合、その後の譲受人に上記(1)に定める用途制限等を承継させなければなりません。

(4) 違約金

譲受人は、契約不履行等により契約解除に至った場合において、契約金額の100分の10を違約金として支払わなければなりません。

8. 売買代金の支払方法

売買代金は、大竹市が発行する納入通知書により、契約締結後90日以内に納付していただきます。金額につきましては、契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金と契約保証金との差額となります。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合は、契約保証金は、大竹市に帰属します。

9. 所有権移転及び費用負担

- (1) 売買代金が全額納付されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件は現況のまま引き渡すものとします。
- (2) 所有権移転登記は、売買代金の完納(所有権移転)後、大竹市が囑託により行います。
- (3) 売買契約書(大竹市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、譲受人の負担となります。
- (4) 持分共有者全員の連名により売買契約を締結した場合は、それぞれの共有持分に応じて所有権の移転登記を行います。
- (5) 譲受人は、物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

10. その他の注意事項

- (1) 不正な申込みについては、無効としますので、注意してください。
- (2) 現況のまま物件の引渡しを行いますので、必ず現地を確認しておいてください。
- (3) 現地を確認される時は、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い所もありますので、怪我などに十分注意してください。
- (4) 建物の建築や土地の利用に当たっては、建築基準法及び県、大竹市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、大竹市及び譲受人双方の責めに帰することができない事由により、契約が履行できなくなった場合、大竹市及び譲受人は反対給付を拒むことができます。
- (6) 大竹市が譲受人に土地を引き渡した以後に、その土地が大竹市及び譲受人双方の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合、譲受人は、その滅失又はき損を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (7) 譲受人が、売買契約に定める義務を履行しないために、大竹市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。